

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、結婚を機に仕事を辞めた時、父が国民年金の加入手続をしてくれた。昭和 59 年 3 月で国民年金保険料の納付を中断し、2 年間ほど未納になっているが、申立期間については納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月と短期間であり、申立期間①前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、当該期間の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人の任意加入被保険者の資格喪失年月日は昭和 54 年 4 月 1 日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、申立人に対して納付書が発行されたとは考え難く、国民年金保険料を納付することができなかった期間であったと考えられる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 42 年 9 月まで

私は、A 市に住んでいた昭和 35 年ごろ、地区の区長に勧められて国民年金に加入し、その区長に国民年金保険料を納付していた。

その後、再婚して B 市に住むようになってからは、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、昭和 45 年ごろ、母親が私の国民年金手帳を妻に見せた際には、印紙がはられ、印鑑が押されていたと私は記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 5 月 1 日に A 市から B 市に転居し、同年 7 月 * 日に再婚しており、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、43 年 1 月 17 日に夫婦一緒に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、申立人の妻の昭和 42 年度の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、「妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人の妻は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの保険料を 43 年 2 月 7 日に現年度納付している上、夫婦二人の国民年金手帳により、婚姻以降の夫婦の保険料納付年月日がほぼ同一となっていることが確認できることから、妻が、当該期間の保険料だけを一緒に納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月から 42 年 3 月までの期間につい

ては、申立人は、A市に住んでおり、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、40年9月30日に、申立人及びその前妻に対して最初の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その時点では当該期間の一部は時効により保険料を納付することはできない期間である上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその前妻に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）をみると、国民年金保険料の納付記録欄には、二人とも保険料の納付記録は無い上、備考欄には、「不在被保険者」又は「不在」との記載が確認でき、これは、当該名簿に記載された住所が申立人から聴取した当時の住所と異なっていることから、同市において夫婦二人の所在が不明とされていたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和36年9月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年8月まで

私は、申立期間当時、A県内の事業所に勤めており、国民年金保険料については、給与から控除してもらうなどして漏れなく納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、平成元年7月にA県に転入し、6年3月に転出するまでのA県在住期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い。

また、オンライン記録により、申立人のA県在住期間において、国民年金保険料の納付時期が確認できる期間は、現年度納付された1か月を除き、保険料はすべて過年度納付（又は充当）されていることが確認でき、申立人は、保険料が未納にならないよう注意を払いながら過年度納付を繰り返していた状況がうかがえるところ、申立期間のうち、平成2年6月から同年8月までの国民年金保険料も、4年10月15日に過年度納付（結果として、時効により納付期限を過ぎていたことを理由として、当該保険料は平成4年10月30日付けで2年12月から3年2月までの期間の保険料に充当された。）されていることが確認できる。したがって、当該期間の過年度納付を行いながら、その直前の2年4月及び同年5月の保険料を納付していないというのは不自然であり、これらについては、平成4年度以降の過年度納付とは別に、元年度の納付に引き続いて納付されていたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、平成2年6月から同年8月までの期間は、上記

のとおり、国民年金保険料が4年10月15日に納付されたものの、時効により別の期間（平成2年12月から3年2月まで）の保険料として充当されたことから未納期間となったものであり、それ以前の時効前に保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日

私は、A社に正社員として勤務していたが、平成16年12月の賞与に係る厚生年金保険の加入記録が抜けているので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書（写し）により、申立人は、申立期間において、A社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人の賞与額から平成16年12月25日の記録を39万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤ったとして当該保険料

を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録をそれぞれ27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年12月25日

私は、A社に正社員として勤務していたが、平成15年12月及び16年12月の賞与に係る厚生年金保険の加入記録が抜けているので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書（写し）により、申立人は、申立期間①及び②において、A社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の賞与額から平成15年12月25日及び16年12月25日の記録を27万円とする

ことが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤ったとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録をそれぞれ28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年12月25日

私は、A社に正社員として勤務していたが、平成15年12月及び16年12月の賞与に係る厚生年金保険の加入記録が抜けているので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書（写し）により、申立人は、申立期間①及び②において、A社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の賞与額から平成15年12月25日及び16年12月25日の記録を28万円とする

ことが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤ったとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録をそれぞれ22万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年12月25日

私は、A社に正社員として勤務していたが、平成15年12月及び16年12月の賞与に係る厚生年金保険の加入記録が抜けているので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書（写し）により、申立人は、申立期間①及び②において、A社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の賞与額から平成15年12月25日及び16年12月25日の記録を22万8,000円

とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤ったとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録をそれぞれ39万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年12月25日

私は、A社に正社員として勤務していたが、平成15年12月及び16年12月の賞与に係る厚生年金保険の加入記録が抜けているので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書（写し）により、申立人は、申立期間①及び②において、A社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の賞与額から平成15年12月25日及び16年12月25日の記録を39万2,000円

とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤ったとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年2月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成11年1月12日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月21日から同年3月1日まで
② 平成11年1月12日から同年2月1日まで

申立期間①について、A社所有の船舶Cに甲板員として乗船した期間のうち、乗船当初の平成6年2月21日から同年3月1日までの期間が船員保険の被保険者期間とされていない。船員手帳には雇入年月日が同年2月21日と記載されており、私が当時付けていた手帳にも、同日にD港から船舶Cに乗船した旨の記述があり、同日から船舶Cに乗船したことは確かである。

申立期間②について、B社所有の船舶Eに甲板手として乗船した期間のうち、乗船当初の平成11年1月12日から同年2月1日までの期間が船員保険の被保険者期間とされていない。船員手帳には雇入年月日が同年1月12日と記載されており、私が当時付けていた手帳にも、同日の9時15分ごろにF港から船舶Eに乗船した旨の記述があり、同日から船舶Eに乗船したことは確かである。

いずれも船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された「乗船記録」及び申立人が所持する船員手帳等により、申立人は、平成6年2月21日から同社を船舶所有者とする船舶Cに乗船し、継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社では、船員保険料の控除について、申立期間①当時においても当月分の給与から当月分の保険料を控除していたこと、申立人の船員保険被保険者資格取得届について、同社の事務手続の誤りにより申立てどおりの届出を行っていなかったことも考えられるとしていることから、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、平成6年2月の標準報酬月額については、同年3月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B社から提出された賃金台帳及び同社の回答並びに申立人が所持する船員手帳により、申立人は、平成11年1月12日から同社を船舶所有者とする船舶Eに乗船し、継続して勤務し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成11年1月の標準報酬月額については、同年2月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された「船員保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人に係る資格取得日を平成11年2月1日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年10月1日に訂正し、標準報酬月額を、16年11月は18万円、同年12月から17年2月までは19万円、同年3月は17万円、同年4月から同年7月までは19万円、同年8月は18万円、同年9月は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月13日から17年10月1日まで

A社の派遣社員であった平成16年10月1日から21年1月16日までの期間のうち、16年11月13日から17年10月1日までが厚生年金保険の未加入期間となっているが、厚生年金保険料が控除されている給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する資格喪失証明書、A社から提出されたタイムカード及び賃金台帳並びに雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成17年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づき標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、平成 16 年 11 月は 18 万円、同年 12 月から 17 年 2 月までは 19 万円、同年 3 月は 17 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 19 万円、同年 8 月は 18 万円、同年 9 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主から申立人に係る被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、平成 16 年 11 月 13 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月から 17 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和54年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月2日から同年4月2日まで

私は、昭和40年にA社に入社し、現在まで継続して勤務している。

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和54年3月2日にA社C事業所で資格喪失、同年4月2日に同社B事業所で資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。

同じ会社の事業所間の異動であり、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令、A社が保管している申立人に係る雇用保険被保険者転出届受理通知書及び労働者名簿並びに雇用保険加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年3月1日にA社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の所持する辞令において、昭和45年3月1日付けでA社B事業所に異動になっているところ、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の同社C事業所の資格喪失日は同年3月2日となっていることから、同社B事業所の資格取得日についても同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和54年4月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、当該期間のうち、平成4年10月は32万円、5年3月は36万円、同年5月、同年6月及び同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
③ 平成元年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 平成 3 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑤ 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
⑥ 平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで
⑦ 平成 8 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑧ 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 4 月から現在まで、A社に勤務しているが、「ねんきん定期便」に記載されている厚生年金保険料控除額と、会社で控除されていた保険料額が異なっている期間があった。実際の控除額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか

低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年10月、5年3月、同年5月、同年6月及び同年8月に係る標準報酬月額については、A社が保管する現場別給与支給一覧表で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成4年10月は32万円、5年3月は36万円、同年5月、同年6月及び同年8月は28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち上記期間を除く期間については、上記一覧表で確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っておらず、特例法による記録の訂正及び保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、特例法によるあっせんの対象となる期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入するB厚生年金基金からの聴取結果によれば、平成4年当時、同基金に加入する事業所が同基金に対し提出する被保険者報酬月額算定基礎届は、社会保険事務所（当時）に対し提出する算定基礎届と複写式のものであったことが確認でき、かつ、同基金が保管する申立人に係る標準報酬月額の記録と国の記録は一致していることから、事業主は、現場別給与支給一覧表により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月から4年1月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年2月1日まで

私は、平成2年4月1日から4年1月31日までA社に勤務したが、社会保険事務所（当時）からの連絡によれば、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日が同年2月1日から3年11月30日に訂正されていたことが分かった。

A社には平成4年1月31日まで勤務していたのは事実なので、資格喪失日を同年2月1日に訂正してほしい。

また、当該事業所に係る標準報酬月額についても平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月から4年1月までは26万円であったが、3年8月1日以降の期間は10万4,000円に訂正されていたことが分かった。

しかし、実際には月額40万円程度の給与を支給されていたはずなので、平成3年8月1日から4年2月1日までの期間の標準報酬月額を社会保険事務所の訂正前の記録上の額ではなく、実際に支給されていた給与に基づく額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年1月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に

該当しなくなった日（平成4年6月1日）以降の平成4年8月26日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額^{さかのぼ}は遡って、3年8月及び同年9月は22万円から10万4,000円に、同年10月から4年1月までは26万円から10万4,000円に引き下げられているとともに、申立人の資格喪失日を同年2月1日から3年11月30日に変更する処理が行われている。

また、A社において被保険者であった多数の者について同様の処理がなされているが、社会保険事務所においてこのような標準報酬月額及び資格喪失日に係る訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記標準報酬月額及び資格喪失日に係る訂正処理による記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年2月1日であり、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、3年8月及び同年9月は22万円、同年10月から4年1月までは26万円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、遡^{そきゅう}及訂正処理される前は平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月から4年1月までは26万円と記録されているが、申立人は、月額40万円程度の給与が支給されていたと主張している。

しかし、申立人と同様に標準報酬月額に係る遡^{そきゅう}及訂正処理がなされている同僚8名が所持する給与明細書によれば、いずれもオンライン記録にある遡^{そきゅう}及訂正処理される前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立人についても遡^{そきゅう}及訂正処理される前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えるのが自然であり、申立人の主張する標準報酬月額の40万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

また、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することのできる給与明細書等はなく、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和58年9月を15万円、59年8月及び同年9月を16万円、60年8月、同年9月及び61年7月を19万円、63年9月を20万円、平成2年1月を22万円、6年10月及び7年9月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月16日から平成9年3月21日まで
A社における厚生年金保険加入期間の標準報酬月額について、支払われた給料と比べて、標準報酬月額が低いことが分かった。

支払われた給料に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社発行の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和58年9月については15万円、59年8月及び同年9月については16万円、60年8月、同年9月及び61年7月については19万円、63年9月については20万円、平成2年1月については22万円、6年10月及び7年9月については20万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額が複数の期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月 16 日から 58 年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 59 年 8 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 60 年 8 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 61 年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から 63 年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 7 年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 9 年 3 月 21 日までの期間については、上記給料支払明細書により、当該期間に係る申立人の給料支給額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも一貫して高額であることが確認できることから、A 社では、従業員に支払った給料額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていたと推認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことから当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和29年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年6月15日から同年7月1日まで
厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和29年6月15日にA社C事業所で資格喪失、同年7月1日に同社B事業所で資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和29年6月15日にA社C事業所から同社B事業所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和29年7月の社会保険事務所(当時)の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたものと推察するとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和41年2月28日にA社本社で資格喪失、同年3月1日に同社B事業所で資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。

昭和41年2月28日に異動をしたが、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年2月28日にA社本社から同社B事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和41年3月の社会保険事務所（当時）の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたものと推察するとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年11月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年11月まで

私は、大学生であった平成3年11月ごろに、A市B区役所で母と一緒に国民年金の加入手続を行った。手続当時は、20歳到達時まで^{さかのぼ}遡って加入し、国民年金保険料として7万2,000円を窓口で納付し（領収書無し）、その後、送付された納付書により、同年4月分から同年12月分までの保険料を郵便局で納付した（領収書あり）とばかり思い込んでいた。

しかし、年金記録によると、平成3年3月以前は国民年金の加入期間となっていないことから、窓口と郵便局で納付した国民年金保険料は同じ期間のものであると思われるので、重複して納付した申立期間分の保険料を返還してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年11月ごろ国民年金の加入手続を行い、その際に、20歳到達時まで^{さかのぼ}遡って国民年金保険料を区役所の窓口で納付し、その後、申立期間の保険料を納付書により郵便局で同年12月18日に納付したと思っていたが、同年3月以前は学生であったために任意適用の期間になり、^{そきゅう}遡及して加入することはできないことを知り、加入手続時に窓口で納付した保険料と郵便局で納付した保険料は、申立期間の保険料を重複して納付したものと主張しているところ、A市B区役所の回答から、申立人は、同年11月6日に加入手続を行い、同時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、申立人が保管する領収証書（郵便局の収納印あり）の収納年月日（平成3年12月18日）とA市の電算記録上の納付年月日は一致しており、オンライン記録及びA市の電算記録において

保険料の重複納付及び還付をうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続の際に、窓口で納付したとする国民年金保険料が、仮に 20 歳到達時から平成 3 年 3 月までの保険料とした場合、その保険料額は申立人が実際に納付したとする保険料額とは大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月、同年4月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月及び同年4月
② 平成5年7月

年金は継続していないと受給できないと思い、国民年金保険料は1か月分でも納付するようにしてきたが、申立期間の2か所3か月分について納付記録が無い。年金手帳にはA市B区役所の確認印があり、国民年金の加入手続をした上、保険料を納付したことは確かなので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立内容のとおり、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の記載とともに、その記載欄ごとに「A市B区役所」と押印されていることが確認できるが、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）により、平成2年3月17日付けの国民年金被保険者資格喪失の処理が同年4月20日に行われた後、申立期間①及び②に係る被保険者資格の取得及び喪失の処理は、12年4月14日付けの被保険者資格の取得及び同年10月1日付けの同資格の喪失に係る処理と併せて同年12月26日に一括して行われており、この間、国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る届出の記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認できる上、申立人が届け出たと推認できる同年12月時点においては、申立期間①及び②に係る国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、その夫のオンライン記録により、申立期間②の直後の平成5年8月18日から6年2月1日までについては、夫の健康保険の被

扶養配偶者と認定されており、22年3月15日に国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届を行っていることが確認できるところ、申立期間①及び②については夫の健康保険の被扶養配偶者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、その都度必要な届出をして国民年金保険料を納付したと述べているが、納付金額等についての記憶が定かでない上、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 61 年 1 月に父親と一緒に A 市役所の窓口に出向いて国民年金の加入手続を行った。

私は、取りあえず 1 か月分の国民年金保険料を納付しようと思っていたが、窓口の女性から 3 か月分の保険料の納付が必要と言われたので、A 市役所の窓口で 3 か月分の保険料を納付し、領収書もらった。

しかし、年金記録を確認したところ申立期間は未納とされているので、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和 61 年 1 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、同市によれば、申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、申立人が同市で国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、申立人は、A 市役所の窓口で昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料として約 4 万円から 6 万円を納付したとしているが、同年 1 月から同年 3 月までの保険料額をまとめて納付した場合の実際の金額は 2 万 220 円となり、申立人が述べる金額と大きく相違する。

さらに、申立人は、A 市役所の窓口へ父親と一緒に出向き、国民年金の加入手続を行ったとしているが、父親は当時の状況を記憶していないとしており、申立てを確認できる証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、20歳の時に学生だったが、母親から「(私の)国民年金への加入手続と卒業するまでの申請免除手続を行った。」と聞いている。二十数年前のことであり、証明する書類は既に無いが、申立期間を申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、学生であり、国民年金の任意加入被保険者となることから、制度上、国民年金保険料の申請免除の対象者となることはできない。

また、A市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立人は、20歳到達日に国民年金被保険者資格を取得しているが、その際の種別は強制であり、昭和60年6月から61年3月までの期間が免除期間とされていることが確認できる。しかし、同市の国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、申立人の国民年金被保険者資格は、同年4月1日に強制から任意に種別変更の上、喪失したとされていることが確認でき、申立期間は未加入期間とされている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続を行ったとする申立人の母親は、申立期間当時の記憶が定かではなく、免除申請手続等の状況は不明である上、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月から41年3月まで
私は、昭和36年3月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、初回は同市役所で納付し、その後はB金融機関C支店から口座振替で納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月17日に申立人の妻のものと一緒に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、当初、「昭和36年3月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、初回は同市役所で納付し、その後はB金融機関C支店の口座から振替で納付していた。」と主張していたが、A市役所では、国民年金保険料の口座振替を開始したのは昭和57年度からであると回答しており、この点も含め改めて申立人に聴取したところ、「加入手続をしたのは、昭和40年11月の結婚時だったかもしれない。金融機関で口座振替が開始されたのが昭和57年度からであれば、そうかもしれない。」と回答するなど、国民年金への加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶は定かではなく、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は、申立人の妻も国民年金保険料が未納（一部は未加入期間）とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 3 月ごろ、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、初回は夫が同市役所で納付し、その後は B 金融機関 C 支店の夫の口座から振替で納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 10 月 17 日に申立人の夫のものと一緒に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、当初、「昭和 38 年 3 月ごろ、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、初回は夫が同市役所で納付し、その後は B 金融機関 C 支店の夫の口座から振替で納付していた。」と主張していたが、A 市役所では、国民年金保険料の口座振替を開始したのは昭和 57 年度からであると回答しており、この点も含め改めて申立人の夫に聴取したところ、「加入手続をしたのは、昭和 40 年 11 月の結婚時だったかもしれない。金融機関で口座振替が開始されたのが昭和 57 年度からであれば、そうかもしれない。」と回答するなど、国民年金への加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶は定かではなく、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は、申立人の夫も国民年金保険料が未納とされている。加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月15日から24年1月8日まで
② 昭和24年4月19日から25年1月5日まで
③ 昭和25年2月9日から同年5月1日まで
④ 昭和26年4月19日から同年6月1日まで
⑤ 昭和27年2月4日から同年3月1日まで

私は、申立期間について、A氏（後にB氏）所有の船舶Cに乗船した。船員手帳に雇入日と雇止日が記載されているので、当然船員保険の加入記録があると思っていた。給与明細書等はないが、船員保険料を控除されていたと思うので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の記載、申立人の当時の乗船状況等に関する記憶及び元同僚の証言等から、申立人は、すべての申立期間についてA氏が所有する船舶Cに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①、②及び③について、オンライン記録によると、A氏が船員保険の適用船舶所有者となったのは昭和25年5月1日であることが確認でき、当該期間当時は、船員保険の適用船舶所有者とはされていない。

また、船員保険被保険者名簿をみると、船舶所有者が船員保険の適用船舶所有者になった昭和25年5月1日に申立人を含め47人が船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、船員手帳に記載されている3人の船長のうち、2人は船員保険に加入している記録が見当たらない上、ほかの

1人は既に死亡していることから、当時の乗船状況等について証言を得ることができない。

申立期間④及び⑤について、船舶Cに乗船したと思われる同僚に申立人の乗船状況等について照会したところ、回答のあった4人は申立人と一緒に乗船していたが、申立人の乗船期間及び船員保険の加入状況は不明としている。

また、回答のあった4人は船員手帳に記載されている雇入日から1か月から3か月間ぐらい遅れて船員保険に加入していることから、当該申立期間当時、当該船舶所有者においては、船員手帳に記載されている雇入日と船員保険の資格取得日とは必ずしも一致していないことがうかがわれる上、3人の船長は死亡又は所在不明のため、当時の乗船状況等について証言を得ることができない。

さらに、事業主の息子は、当時の関係資料が無く船員保険等関係については不明であると回答している上、事業主は既に死亡していることから、当時の船員保険の加入状況等について証言を得ることができない。

加えて、船員保険被保険者名簿をみると、申立期間④については、昭和26年6月1日に申立人を含め40人が船員保険被保険者資格を取得しており、申立期間⑤については、27年3月1日に申立人を含め53人が船員保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間④及び⑤に船員保険被保険者資格を取得している者は見当たらない。

このほか、すべての申立期間について、申立人の申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1840 (事案 1104 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年3月31日まで
私がA事業所に勤務した期間のうち、昭和19年10月1日から21年3月31日までの期間について申立てを行ったところ、記録の訂正は不要との通知をもらった。
しかし、勤務の実態や厚生年金保険料の控除について、新たな証言が得られたので、再度調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、再申立てであり、当委員会では、申立人が所持する昭和20年12月17日現在のA事業所の業務分担表及び同僚からの手紙から、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できるものの、i) 当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらないこと、ii) 申立人は、当該事業所において経理業務を担当していた同僚の氏名を挙げているが、該当する人物を確認できない上、申立人が記憶している同僚はほかにいないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができなかったことなどから、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないと決定し、同決定に基づき、平成21年12月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たに提出された同僚等の証言を記載した「確認書」によると、申立人は当該事業所に勤務していた旨記載されており、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、当該事業所に勤務していたとする申立人の同僚の姉は、上記「確

認書」等において、終戦まで当該事業所に勤務し、「ねんきん特別便」に当該事業所での厚生年金保険の加入期間の記載があり、その期間が年金の支給額に反映していると証言している。

しかし、オンライン記録によると、上記申立人の同僚の姉は、当該事業所を含め厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、及び当該事業所に勤務していたことを軍人に証明してもらったと証言していることを踏まえると、厚生年金保険の被保険者としてではなく、共済組合の組合員として取り扱われていたものと推認できる。

また、上記申立人の同僚の姉以外の同僚3人のうち、2人は軍人であり、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無く、残りの1人も当該事業所での厚生年金保険の加入期間は無いと証言していることから、これらの事情は、申立人が当該事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる具体的な事情とは認められない。

なお、申立人は、「当該事業所を厚生年金保険適用事業所として認めない政令等があれば示してほしい。」と主張しているが、日本年金機構の担当課によれば、厚生年金保険法（第6条）及び同法施行規則（第13条）で定める条件を満たした上で届出を行う制度に、申立期間当時から変更は無いと思われるとしており、同法の適用を受けていれば適用事業所としての記録が残るが、記録が見当たらないことから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったものと推認できる。

以上のとおり、今回、申立人から新たに提出された資料等を調査したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から平成 14 年 7 月 31 日まで
私は、昭和 52 年に A 社の社長の弟と結婚して以来 20 年以上、同社で勤務した。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、A 社に勤務していた期間について、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与より低い金額で記録されていることが分かった。

実際に受け取っていた給与は標準報酬月額より多かったと記憶しているので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において厚生年金保険の被保険者であった者が保管している昭和 63 年 10 月から平成 2 年 6 月までのものと考えられる給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額とおおむね一致している。

また、当時の取締役を含め、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった 16 名の年金加入記録を確認したところ、全員がおおむね申立人と同等の標準報酬月額で推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが著しく低くなっている状況はみられない。

さらに、上記 16 名のうち、申立人が同僚として挙げている 2 名を含む 6 名に照会したところ、2 名から回答があったが、いずれも給与額や厚生年金保険料の控除額についての記憶が無く、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であった者に照会した

が、当時の資料は一切保管していないため不明であるとしている。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月 25 日から 25 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 22 年 7 月から 25 年 5 月まで、A 施設内にあった B 事業所に勤務し、同年 6 月から同年 8 月まで、同じ施設内にあった C 事業所に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、厚生年金保険に加入しているのは同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの C 事業所に勤務していた期間のみで、B 事業所に勤務していた期間は未加入であるとの回答であった。

申立期間において B 事業所に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 22 年 7 月 25 日付けの辞令によれば、申立人が同日以降、B 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所名簿を調査したが、B 事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、申立人が申立期間当時、B 事業所に一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 8 人のうち 7 人は、申立人と同様、C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 25 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、それ以前に厚生年金保険に加入していた記録は見当たらない上、上記 8 人のうち 3 人は、「申立期間当時、B 事業所に勤務していた。」と証言しているものの、いずれも申立期間当時、厚生年金保険に加入していた記録は見当たらない。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、申立人は、申立期間の直後に当たる昭和 25 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資

格を取得していることが確認でき、上記被保険者名簿における申立人の被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 26 日から 57 年 3 月まで

年金事務所に照会したところ、A社（昭和 62 年 4 月 16 日に有限会社から株式会社に組織変更）に勤務していた昭和 54 年 1 月 26 日から 57 年 3 月までの厚生年金保険加入記録が無かった。当時、正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立人に係る勤務記録により、申立期間の一部について、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、厚生年金保険適用事業所記号払出簿を確認したが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、当該事業所の事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

さらに、雇用保険の記録においても、当該事業所での加入記録が見当たらない。

加えて、申立人は、当該事業所に勤務していた時の同僚の名前を覚えていないため、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 60 年 1 月まで

私は、昭和 58 年 1 月から 60 年 1 月まで A 事業所に勤務した。

一緒に勤務していた同僚が申立期間に厚生年金保険に加入しており、私が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、勤務していた申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、少なくとも昭和 59 年 3 月 1 日から 60 年 2 月 21 日までの期間については、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在が不明である上、申立期間当時の事務担当者も既に亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができないほか、申立期間当時の同僚からも、申立人の厚生年金保険の加入状況についての証言は得られなかった。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所には約 20 人の従業員が勤務していたとしているところ、オンライン記録によると厚生年金保険の加入者は 12 人であることが確認できることから、当該事業所ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険

の番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 9 月 20 日まで
私は、昭和 37 年 5 月 20 日から 38 年 9 月 20 日までの期間、A社B支店（現在は、A社C支店）において、D施設の建設工事に従事したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 5 月 20 日から 38 年 9 月 20 日までの期間、D施設建設工事に従事したとしているところ、当該施設の運営等を行っていたE社の有価証券報告書によると、当該施設及び付帯設備等の工事は、A社等によって 35 年 11 月に着工し、37 年 7 月末に全工事が完了したことが確認できる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 35 年 11 月 15 日から 37 年 7 月 1 日まで厚生年金保険の加入記録が確認でき、当該期間はD施設の建設工事期間とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、A社本社では、現存する記録では申立人の申立期間における在籍を確認することができないとしており、申立人の雇用期間及び厚生年金保険料控除等の確認ができなかった。

加えて、申立人が記憶している同僚は、既に亡くなっていることから当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 16 万円と記録されている。
A社に在職中は、給料が減額になったことが無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された申立期間内の平成 7 年 2 月及び同年 3 月の給与明細書上の厚生年金保険料の控除額を基に算定した標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、B厚生年金基金の加入記録における申立期間の標準報酬額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間当時の賃金台帳及び社会保険関係書類については、保存期間経過により廃棄したとしていることから関係資料を確認することはできないが、申立人のオンライン記録の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年2月7日まで
A社で厚生年金保険に加入していた申立期間について、脱退手当金を受給したとのことであるが、私には受け取った記憶が無い。
申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿にも脱退手当金を支給した旨の表示が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和23年2月7日）から3か月以内の昭和23年4月22日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立人には、申立期間後の昭和44年6月1日に厚生年金保険に加入するまで公的年金の加入記録が無いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。